

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

医療法人溪仁会 手稻溪仁会病院

2026年3月20日制定

第1章 総則

1 目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項に規定に基づき、医療法人溪仁会手稲溪仁会病院（以下、「当院」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

2 基本方針

(1) 当院の役割

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の第2条第1号に規定する感染症が国内でまん延した場合に、当院においても、職員（業務委託会社の職員を含む）及び職員の家族が罹患して治療や看護ならびに学校の臨時休業のために勤務できない職員が多数発生することが予想される。さらに、ライフラインや物流等の社会機能も低下する可能性もある。

新型インフルエンザ等流行時において、北海道・札幌圏域における急性期医療を担う当院の役割を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たっては、国、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら地域住民が安心して治療を受けられる体制を確保する。

(2) 段階別対応方針

海外発生期から地域感染早期において、新型インフルエンザ等の患者が当院に受診する可能性があることを踏まえて対応する。

地域感染期には北海道・札幌圏域住民のため、新型インフルエンザ等の患者の外来・入院診療を行いながら、当院の診療機能の維持に努め、地域医療を担う医療機関としてその役割と責任を果たす。

診療に従事する当院の職員の安全と健康に十分に配慮し、感染予防に努める。

(3) 優先すべき診療業務

「地域住民及び利用者から信頼され、質の高い効率的な急性期総合医療サービスの提供」という病院の理念を鑑み、当院の診療業務を優先度に応じて3段階（A－C）に分類し、一定の水準を維持し診療を継続する。これらは流行段階に応じて適宜決定する。

A＜高い＞：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき診療業務

B＜中程度＞：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる診療業務

C<低 い>：地域感染期には、緊急の場合を除き延期できる診療業務

3 新型インフルエンザ等発生期における診療継続計画の作成・周知

院長は、本計画を効果的に推進するため、院内感染対策委員会（以下、「ICT」という。）に対し、未発生期における体制整備等の準備、海外発生期から地域感染早期から蔓延期における医療提供体制等について定めた「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等発生時診療継続計画書」（BCP）（以下、「感染対策 BCP」という。）の策定を指示するとともに、策定された計画を職員に対し周知徹底を図ることとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 平時における関係機関との連携、協力体制

(1) 院長並びに ICT（以下、「感染対策本部*等」という。）は、特借法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び特借法第8条第1項に規定する市町村行動計画におけるその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、関係機関と相互に連携・協力を行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。また、当院の優先業務の絞り込みと見直しを行い、業務効率化を図ることのできる診療業務を検討する。

※「感染対策本部」：院長を中心に副院長、看護部長、経営管理部長と ICT 並びに ICN、感染対策委員会メンバーによる感染対策指揮本部をいう。これは、平時においても COVID-19 流行期など臨機応変に対応する組織。

(2) 感染対策本部等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に基づき、北海道知事と医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（以下「医療措置協定」という。）の締結に係る協議に参画し、協議内容に応じ新型インフルエンザ等に係る北海道における医療提供体制の整備・構築に協力する。

(3) 感染対策本部等は、関係機関との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。

(4) 感染対策本部等は、関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

2 対策本部の設置・運営

感染対策本部等は、特措法第22条第1項に基づき北海道対策本部が設置された時は、新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、感染対策 BCP に基づき院内に感染対策本部を設置するものとする。

① 発生状況の情報収集及び発信に関すること

- ② 関係機関との連絡調整に関すること
- ③ その他医療の提供について必要な業務に関すること

院長は、感染対策本部を設置した場合において、通常の業務に加えて新型インフルエンザ等対策に係る医療業務を円滑に遂行する必要が生ずることに鑑み、感染対策本部の職員配置や職員の業務分担が適切なものとなるように努める。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 平時における準備

平時において、感染対策本部等は、感染対策 BCP 及び医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

2 海外発生期から地域感染早期における対応

海外発生期から地域感染早期において、感染対策本部等は感染対策 BCP 及び医療措置協定に基づき、外来及び入院診療体制について、必要な措置を講ずる。また、北海道知事からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（以下、「G-M I S」という。）の inputs を行う。

3 地域感染期における対応

地域感染期において、感染対策本部等は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、外来及び入院診療体制について、必要な措置を講ずる。また、北海道知事からの要請に応じて、G-M I S の inputs を行う。

4 患者数が大幅に増加した場合の対応

地域感染期において、患者数が大幅増加または勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、感染対策本部等は、感染対策 BCP に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

5 発生時における情報収集・連携等

- (1) 感染対策本部等は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員を召集・参集させて情報収集及び情報共有にあたる。
- (2) 感染対策本部等は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、関係機関との間に

において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、感染体格 BCP 及び医療措置協定に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

6 特定接種の実施

- (1) 感染対策本部等は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定される特定接種の接種総数、接種順位等をもとに北海道知事が行う指示等を受け、感染対策 BCP に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。
- (2) 感染対策本部等は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

7 感染対策の検討・実施

感染対策本部等は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

8 北海道知事等からの職員の派遣要請に対する対応

感染対策本部等は北海道知事又は道内市町村長等から職員の派遣要請を受けた場合には、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

9 医薬品等の備蓄

- (1) 感染対策本部等は、感染対策 BCP 及び医療措置協定に基づき、医薬品、診療材料及び感染症対策物資等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行い、定期的に備蓄状況を確認する。
- (2) 感染対策本部等は、感染対策 BCP に基づき、診療機材等の整備、点検を行い、不測の事態に対応できるようにする。
- (3) 感染対策本部等は、医療措置協定に基づき、地域流行期において感染症対策物資等の備蓄・配置状況について G-M I S に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合には、G-M I S を通じて北海道知事へ報告を行う。
- (4) 感染対策本部等は、感染対策 BCP 及び医療措置協定に基づき、平時から、ゾーニング方法やコホート方法、個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制を確保する。

第4章 その他

1 職員への教育・訓練等

- (1) 感染対策本部等は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、感染対策

BCP 及び医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。

(2) 感染対策本部等は、地方公共団体等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、研修会参加者等を効果的に活用して、職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。

(3) 病院長は、訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

2 計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じて改正する。

附則

1 この計画は、2026年3月20日に策定承認され、同日より計画に基づく活動が実行される。